

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度
(売掛債権担保融資保証制度)に係る債権譲渡の承諾について

第1 債権譲渡の承諾について

1 売掛債権担保融資保証制度の概要

本事業は、中小・中堅元請建設業者による信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関の二者に対する岩手県営建設工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）譲渡について、岩手県（以下「発注者」という。）が岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「契約書別記」という。）第5条第1項ただし書の規定により承諾し、当該工事請負代金債権を担保として、信用保証協会の信用保証を付し、金融機関が受注者に対して融資を行うものである。

2 債権譲渡の対象

本事業は、以下を除く契約書別記第31条第2項に規定する工事の完成を確認する検査（以下、「完成検査」という。）に合格した工事に係る請負代金債権を対象とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事に係るもの
- (2) 請負代金請求権が1億5千万円を超える工事に係るもの
- (3) その他債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事に係るもの

3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事完成後、契約書別記第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

4 承諾権限

受注者が債権譲渡を行うに当たっては、契約書別記第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとする。

5 債権譲渡先

債権譲渡先は、岩手県内に本店又は支店を有する中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関（銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合等）及び岩手県信用保証協会とする。

6 債権譲渡を認めるに当たり必要とされる下請保護方策

(1) 下請負人等の範囲

保護方策の対象となる下請負人等は、受注者が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人（受注者と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない）及び本件工事請負契約を履行するために資材を提供する資材業者（受注者と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない）とする。

(2) 下請保護方策の確認

発注者は、債権譲渡の承諾を行うに当たり、下請保護の観点から、以下のいずれかの措置が講じられていることを確認するものとする。

ア 下請負人等が存在しない場合

下請負人等が存しない工事であるとの確認書（様式任意）を受注者（譲渡人）及び金融機関（譲受人）から連名で提出させるものとする。

イ 下請負人等が存在する場合

受注者は、金融機関に借入れ申込みを行う際に、当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等に対する支払状況・支払計画書を金融機関及び発注者に提出するものとする。

7 債権譲渡承諾書交付までの日数等

(1) 債権譲渡承諾書交付までの日数

発注者は、(2)の場合を除き、受注者から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日から1週間(末日が県の休日に当たるときは、「岩手県の休日に関する条例」(平成元年岩手県条例第1号)第2条に定める取扱いとする。)以内に承諾するものとする。

(2) 承諾を行わない場合の取扱い

発注者は、申請に係る工事が第1の2に規定する対象工事に該当しない場合又は第1の6に従った下請保護方策が講じられない場合等申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、発注者は様式第2号債権譲渡不承諾書により承諾を行わない旨を速やかに受注者に通知するものとする。

8 その他

本事業は、健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるため、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるとみなし、また、指名等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

また、当然のことであるが、本事業に係る債権譲渡によって受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

第2 債権譲渡の承諾に係る事務取扱い

1 債権譲渡を承諾する時点

完成検査合格の日以降とする。

2 債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を請負者から提出させるものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号)4通

(2) 下請負人等への支払状況・支払計画書(様式任意)

3 債権譲渡の承諾の決裁処理手順等

(1) 申請書類等受理担当課は以下のとおりとする。

ア 申請に係る請負契約の契約担当者(会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第2条第10号に規定する者をいう。以下同じ。)が知事である工事
工事を所管する本庁各課等(以下、「本庁工事所管課等」という。)

イ 申請に係る請負契約の契約担当者が地方公所(予算規則(昭和39年岩手県規則第12号)第2条第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。)の長である工事

工事を所管する地方公所(広域振興局にあっては各部、室及び所(岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第19条に規定する部、室及び所をいう。)

(2) 申請書類等受理担当課は、次により債権譲渡承諾の事務処理を行うものとする。

ア 申請書類等受理担当課は、申請書類受理後速やかに発注者の承諾のための決裁手続を行うものとする。この場合における添付書類は、第2の2に規定する申請書類等を添付すること。

イ 申請書類等受理担当課は、アの手続終了後、発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書(様式第1号)を受注者に交付すること。この場合における発注者の表記は、契約担当者の職及び氏名とすること。

ウ 申請書類等受理担当課は、売掛債権担保融資保証制度に係る債権譲渡整理簿(様式第3号)に必要事項を記入し、債権譲渡の申請及び承諾状況を管理することとし、併せて承諾の都度、必要事項を記載した整理簿の写しを総務部総務室に提出すること。

エ ア及びイの手続終了後、申請書類等受理担当課が(1)のアの場合には当該債権譲渡承諾工事に係る地方公所等の長に、申請書類等受理担当課が(1)のイの場合には当該債権譲渡承諾工事の本庁工事所管課等の長に、債権譲渡を承諾した旨を売掛債権担保融資保証制度に係る工事請負代金債権譲渡承諾済通知書(様式第4号)により通知すること。

4 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認は、次の事項に留意し、行うものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）

譲渡対象債権の金額が工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。

(2) 下請負人等に対する支払状況・支払計画書（様式任意）

参考様式により提示している記載事項が漏れなく記載されていることを確認すること。

5 金融機関からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた金融機関からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

(1) 工事請負代金請求書（様式第5号）

(2) 債権譲渡承諾書（様式第1号）の写し

6 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

請求書類等の確認は、次の事項に留意し、行うものとするものとする。

工事請負代金請求書（様式第5号）

請求金額が第1の3に規定した譲渡債権の範囲及び債権譲渡承諾書（様式第1号）において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

7 支払手続

支出命令者（会計規則第2条第9号に規定する者をいう。以下同じ。）は、第2の5に規定する請求書類等に基づき、支出命令を行うものとする。

附 則（平成16年4月28日付け総務第118号）

この取扱いは、平成16年4月28日から適用する。

附 則（平成22年3月18日付け総務第1215号）

この取扱いは、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月25日付け総務第428号）

この取扱いは、平成23年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月29日付け出総第379号）

改正後の取扱いは、令和3年4月1日から適用する。

【様式一覧】

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式第1号）

債権譲渡不承諾書（様式第2号）

売掛債権担保融資保証制度に係る債権譲渡整理簿（様式第3号）

売掛債権担保融資保証制度に係る工事請負代金債権譲渡済通知書（様式第4号）

工事請負代金請求書（様式第5号）

【参考様式】

下請負人等に対する支払状況・支払計画書